

令和3年5月臨時会 産業労働企業委員会の概要

日時 令和3年5月11日（火） 開会 午後 1時 1分
閉会 午後 1時59分

場所 第5委員会室

出席委員 永瀬秀樹委員長

松井弘副委員長

飯塚俊彦委員、荒木裕介委員、木下高志委員、小林哲也委員、
石川忠義委員、岡重夫委員、水村篤弘委員、田並尚明委員、深谷顕史委員、
秋山文和委員

欠席委員 なし

説明者 [産業労働部関係]

板東博之産業労働部長、目良聡産業労働部副部長、
山野隆子産業労働部雇用労働局長、藤田努産業労働政策課長、
高橋利維経済対策幹、大熊聡商業・サービス産業支援課長、
近藤一幸産業支援課長、小貝喜海雄次世代産業幹、齊藤豊先端産業課長、
秋山純企業立地課長、番場宏金融課長、島田守観光課長、田中健雇用労働課長、
澁澤幸人材活躍支援課長、檜山志のぶ多様な働き方推進課長、
益城英一産業人材育成課長

[危機管理防災部]

内田浩明危機管理課長

[保健医療部]

川南勝彦感染症対策課感染症対策幹

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第86号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）のうち 産業労働部関係	原案可決

【付託議案に対する質疑】

飯塚委員

- 1 新たに実施する大規模施設に対する時短要請措置は、どのような効果を狙って実施するのか。
- 2 国の基本的対処方針を埼玉県として受け入れる意義は何か。
- 3 テナント・出店者への協力金は100平方メートルごとの支給だが、100平方メートル未満は、切捨て、切上げ、四捨五入などどのように扱うのか。
- 4 時間がない中、どのように周知を行っていくのか。
- 5 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）のステッカーの交付率について、さいたま市・川口市は交付率が81.5%であるのに対して、その他13市町が54.8%と差が顕著だが、その理由と今後の活動見込みについて伺う。

危機管理課長

- 1 百貨店などについて東京都では休業要請、埼玉県ではまん延等防止重点措置に基づく時短要請となっている。現在、感染力が強く重症化しやすいと言われる変異株の感染が増えており、人流抑制が必要であるため、大規模施設に対する時短要請措置を行った。
- 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法第3条第4項に、地方公共団体は国が定める基本的対処方針に基づき対策を総合的に推進する責務があると規定されている。その意味から、本県では、国の対処方針に基づき、各種対策を推進していく必要がある。

経済対策幹

- 3 100平方メートルごとの考え方は、運用について国の方から詳細な考え方が出ていない。予算積算上の考え方については切り上げて支給することになって対応が可能なようにしている。実際は国の制度で運用することになる。
- 4 大規模施設の運用事業者については予算を積算する上で大規模施設に該当するものをピックアップした。そういった施設については個別に郵送で周知していく。また、日本チェーンストア協会などの業界団体などの活用も考えている。さらに、これまでの飲食店の協力金と同様に商工団体、金融機関にも御協力いただけるよう調整していく。
- 5 13市町の要請が4月28日からであったため、ゴールデンウィークに入り店を休業して、通知に気付かなかったケースがあると聞いている。また、休業している店については、認証を協力金の支給要件としていないため、申請しなくてよいと考えた店もあるかと思われる。しかし、措置期間が5月31日まで延長されたので、今後、改めて申請が出てくる可能性もある。さいたま市、川口市の交付率まで達するのは難しいと考えるが、再度個別に郵送で周知していきたい。

飯塚委員

人流を抑制し、陽性者との接触を減らし、感染者・陽性者を減らすためには、PDCAによる検証に基づいて対策をしていくことを積み重ねるしかない。例えば、ビッグデータを使えば、どのように人が流入するということもデータとして出てくる。これに尽きると考えるが、どうか。

危機管理課長

PDCAサイクルで回していくことは重要である。感染者を減らすための明確なエビデンスはない状態ではあるが、可能な限り効果の把握に努めていきたい。

木下委員

- 1 13市町のステッカー交付率が低いことについて、改めて郵送するとのことだが、これまでと同様の周知方法では効果が出ないのではないかと。電話を架けるなどの新たな方法を考えるべきだがどうか。
- 2 県で持っている人流のデータを開示すべきではないか。

経済対策幹

- 1 電話での周知にも対応していく。

危機管理課長

- 2 大宮駅の人流データについては、日々、県のホームページで公開している。

木下委員

大宮駅の人流データを公開していることは分かっている。ほかのデータを公開できないのか。

危機管理課長

公開できるように取り組んでいく。

荒木委員

- 1 酒類販売事業者に対して国の地方創生臨時交付金を活用して都道府県が支援することが国から示されているが、県としてこの制度を活用し、支援していく考えはあるか。
- 2 大規模施設が閉まった後で飲食店へ人が流れることを抑制することが肝要だと聞いている。そこで、改めて、大規模施設への時短要請をする意義は何か。
- 3 大規模施設についてこれまで自主的に営業時間の短縮を行っているところもある。今回の協力金は遑って支給することはできるのか。

産業支援課長

- 1 今回、国から都道府県に対して、酒類の提供を自粛している飲食店と取引のある酒類販売事業者に対し地方創生臨時交付金を活用して支援するよう要請が来ている。本県の酒類販売事業者も大きな影響を受けていると考えられるので、地方創生臨時交付金を活用した県独自の支援策について検討を始めたところであり、どのような支援ができるか検討していきたい。

危機管理課長

- 2 基本的対処方針に20時までの時短要請が明記されたので、そのように決めた。措置区域内においては、5月12日から特措法第24条第9項に基づく要請になり、20時までの時短要請となる。5月11日までは、その他のお願いとして20時までの時短をお願いしている。

経済対策幹

- 3 今回の協力金は5月12日からの要請に基づいて協力していただいた事業者に支給するものである。そのため、遡っての支給は難しいと考えている。ただし、支給額は本来の営業時間に対して短縮した時間を基に算定するが、本来の営業時間の考え方は、時短後の営業時間ではなく、そもそもの営業時間で算定することになる。

荒木委員

- 1 酒類販売事業者に対する支援について国から要請が来ているとのことだが、支援の要件等は県が独自に決められるのか。
- 2 協力金の算定については、コロナ禍が始まったと考えられる昨年の1月から2月以前の営業時間を確認した上で、判断されるのか。

産業支援課長

- 1 国の月次支援金は中小法人等で200,000円が上限となっているが、この倍まで都道府県が上乘せ支援すること、又は月次支援金では売上50%減の要件があるが、これを30%とすることは、地方創生臨時交付金の協力要請推進枠の対象とするとされている。基本的にはこの範囲内で支援策を考えたい。

経済対策幹

- 2 営業時間は昨年2月のコロナ禍前の営業時間で確認することも想定している。その上で、5月12日から時短営業に御協力いただいた事業者の「本来の営業時間」は時短営業前の営業時間で算定することになる。

深谷委員

時短要請が感染拡大防止に資するというデータはあるのか。

危機管理課長

現時点では、対策を実施している最中なので、効果についての数字は出ていない。

深谷委員

せっかく認証制度を作ったのだから、コロナ禍でも、こういう対策をしていれば飲食店は営業ができるというようなものにしてほしい。例えば、専門家に現場を回ってもらい、現場でどのような感染防止対策をすべきかが分かるような動画を作成し、事業者に展開すべきと考えるが、県の考えは。

経済対策幹

現在、動画作成の検討に着手したところである。保健医療部とも連携し、専門家の知見も取り入れながら作っていききたい。

石川委員

今回の飲食店への時短要請の延長を踏まえ、酒類販売事業者への影響と対策について県としてどう考えているのか。部長にお答えいただきたい。

産業労働部長

5月12日から31日までまん延防止等重点措置期間が延長された。酒類の提供自粛は4月28日から始まっているので、通算すると1か月を超える期間となり、酒類販売事業者は大きな影響を受けていると考えている。彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋（プラス）の見回りに職員が出向いているが、飲食店の方々からは酒の提供ができないと影響が大きいとの声を多く聞く、と報告を受けている。国からは、酒類販売業者に対する都道府県の支援を後押しするという通知も来ているので、酒類販売事業者への支援について前向きに考えていきたい。

水村委員

- 1 ホームページに認証件数の数字を出しているが、これは良いことだと思う。4月28日以降、酒類提供が禁止となったが、相変わらず酒類を提供している店があると聞く。さいたま市、川口市は、想定店舗数に対する申請店舗数が83.9%とのことだが、これは2割弱の店は自粛の要請を守っていないという理解でよいか。
- 2 酒類の提供自粛を守っていない店舗をどう把握し、指導しているのか。

経済対策幹

- 1 休業している店は、認証を協力金の支給要件としていないので、申請していないことも考えられる。残り16.1%の店全てが要請を守っていないというわけではない。さいたま市、川口市については、想定店舗数を4期の支給実績から約7,000弱と見込み、上振れする可能性を考えて7,500と想定している。仮に実際の店舗数が7,000だとすると、9割が実施できているという評価もできるかと思う。

危機管理課長

- 2 時短営業をしていない店舗を見回りする中で、酒類の提供をしているかどうかも確認している。そのような店舗に対しては、協力依頼に係るチラシを送付している。それでも協力いただけない店舗に対しては、特措法の規定に基づき通知を発送するなどしている。

水村委員

店舗への見回り指導した件数を教えてほしい。

危機管理課長

令和3年1月の緊急事態宣言以降で累計445店舗に通知を送付した。うち93店舗で改善、237店舗で検討中となっている。引き続き、未協力の店舗への指導を実施していく。

秋山委員

- 1 協力金の支給状況はどうか。
- 2 協力金の9期分と10期分はそれぞれ独立して申請するものという理解でよいか。
- 3 酒類販売事業者への支援について国の通知があったとのことだが、いつあったのか。
- 4 1,000平方メートル、100平方メートルごとの支給単価について、端数の取扱いが切上げということで間違いはないか。

経済対策幹

- 1 1期から3期は、保留の1件を除いて、全て終了している。4期は97%、5期は93%、6期は88%、7期は73%、8期は30%の割合で支給を終えている。9期は、まだ受付が始まっていないので、本日時点で申請実績はない。
- 2 それぞれ申請していただく。9期分の対象は5月11日で終わり、12日から10期分の対象となる。
- 4 切上げの考え方は、例えば150平方メートルであれば200平方メートル分の協力が支給できるように予算上積算している。実際の運用は国の要綱に基づいて実施していきたいと考えている。

産業労働部長

- 3 4月30日に国税庁から通知があり、5月7日に地方創生臨時交付金の扱いについて内閣府から通知があり、都道府県の支援策の8割を交付金の対象とする旨の内容であった。

秋山委員

102平方メートルであっても200平方メートル分の協力が支給できるような予算の積算をしているということか。

経済対策幹

102平方メートルであっても200平方メートル分の協力が支給できるよう予算上は積算している。

【付託議案に対する討論】

なし
